

様式第 17 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

接続約款変更届出書

平成28年7月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくわがししんぼしいちちやうめがぼんいごう 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくがぶしきがいしゃ ソフトバンク株式会社

だいいやうとりしまりやくしやちやう けん しーいーおー みやうち 代表取締役社長 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 相互接続部

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 28 年 8 月 1 日
------	-----------------

接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>第1章 総則 (約款の適用) 第1条 (略) 2 <u>前項の規定のほか、当社は、当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。</p> <p>第3章 協定の締結手続き等 <u>第5節の2 開通システム等の利用の申込み</u> <u>(開通システム等の利用の申込み)</u> <u>第28条の2 接続申込者は、当社に対し、別表1に規定するMVNO回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る回線の登録、変更等を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は3Gチップ(契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するものをいいます。以下同じとします。)の利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</u> 2 <u>前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は3Gチップの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。</u></p>	<p>第1章 総則 (約款の適用) 第1条 (略) (新設) 2 前項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。</p> <p>第3章 協定の締結手続き等 (新設) (新設)</p>

(移動無線装置に係る確認試験の実施)

第 37 条の 2 当社 又は接続申込者 は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、当社及び接続申込者はこれに協力することとします。

2～5 (略)

第 15 章 雑則

(接続の手続き等に関する情報等の提供)

第 97 条の 2 当社は、接続協議等に関する情報並びに 3G 通信サービス及び 4G 通信サービスに係る営業区域に関する情報について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験又はふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

(移動無線装置に係る確認試験の実施)

第 37 条の 2 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。

2～5 (略)

第 15 章 雑則

(新設)

(新設)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分		単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	ア 区域内	1 秒ごとに	<u>0.069 円</u>	—
	イ 区域外	1 秒ごとに	<u>0.083 円</u>	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	ア 区域内	1 秒ごとに	<u>0.124 円</u>	—
	イ 区域外	1 秒ごとに	<u>0.149 円</u>	—
(3) MNP 転送機能		1 秒ごとに	(略)	—
(4) メッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	<u>0.66 円</u>	—
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの		<u>1,151,355 円</u>	月額
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに		<u>115,135 円</u>	月額
(6) MVNO 回線管理機能		1 契約者回線ごとに	<u>92 円</u>	月額

第2 網改造料

2 料金額

2-1 の 2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第 30 条(更改)又は第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

$$\text{料金額} = \text{未償却残高} + \text{撤去工事費}$$

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分		単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	ア 区域内	1 秒ごとに	<u>0.070 円</u>	—
	イ 区域外	1 秒ごとに	<u>0.084 円</u>	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	ア 区域内	1 秒ごとに	<u>0.127 円</u>	—
	イ 区域外	1 秒ごとに	<u>0.152 円</u>	—
(3) MNP 転送機能		1 秒ごとに	(略)	—
(4) メッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	<u>0.67 円</u>	—
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの		<u>1,166,697 円</u>	月額
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに		<u>116,669 円</u>	月額
(6) MVNO 回線管理機能		1 契約者回線ごとに	<u>93 円</u>	月額

第2 網改造料

2 料金額

2-1 の 2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第 30 条(更改)又は第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

$$\text{料金額} = \text{未償却残高} + \text{撤去工事費}$$

(ア) 略

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において第 2 表(工事費)2(工事費の額)2-3(2-2 に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

$$\text{撤去工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$$

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

$$\text{料金額} = \text{撤去工事費}$$

撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社が対象設備を転用する場合

$$\text{料金額} = \text{未償却残高} + \text{撤去工事費} - \text{転用物品価額}$$

ア (略)

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する撤去工事に要した実費とします。

ウ (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛费率		対象設備に応じて定めます。
設備管理费率	法定耐用年数期間内	0.102
	法定耐用年数経過後	0.051

(ア) 略

(イ) 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

$$\text{料金額} = \text{撤去工事費}$$

撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社が対象設備を転用する場合

$$\text{料金額} = \text{未償却残高} + \text{撤去工事費} - \text{転用物品価額}$$

ア (略)

イ 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

ウ (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛费率		対象設備に応じて定めます。
設備管理费率	法定耐用年数期間内	0.104
	法定耐用年数経過後	0.052

第2表 工事費

1. 適用

区分	内容
(1) 実費の適用	<p>2(工事費の額)2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。 この場合 2-3 に規定する作業単金を適用するものとします。</p> <p>第36条(その他の工事に係る契約の締結)に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。</p>
(2) 工事費の按分	<p>利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2(工事費の額)2-1 第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</p>

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	備考
(1) トランスレータ変更工事費	1 工事ごとに	＝
<p>当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用</p>		

第2表 工事費

工事費は、工事に要した実費とします。

<u>(2) 直収 パケット接 続に係る データ設 定工事費</u>	<u>第4条(標準的な接続箇所) 表中第2欄に規定する接続 箇所における接続に係るIP アドレス、ルーティング設定 等情報を登録する工事に要 する費用</u>	<u>1工事ごとに</u>	<u>=</u>
--	---	---------------	----------

2-2 算出式

$$\text{工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$$

2-3 2-2 に適用する作業単金

<u>区分</u>	<u>適用時間帯</u>	<u>単位</u>	<u>内容</u>
<u>平日昼間</u>	<u>9時から17時45分ま での間</u>	<u>一人あたり 1時間 ごとに</u>	<u>5,645円</u>
<u>平日夜間</u>	<u>5時から9時までの間 及び17時45分か ら22時までの間</u>	<u>一人あたり 1時間 ごとに</u>	<u>6,616円</u>
<u>平日深夜</u>	<u>0時から5時までの間 及び22時から24 時までの間</u>	<u>一人あたり 1時間 ごとに</u>	<u>7,587円</u>
<u>土日祝日昼夜 間</u>	<u>5時から22時までの 間</u>	<u>一人あたり 1時間 ごとに</u>	<u>7,004円</u>
<u>土日祝日深夜</u>	<u>0時から5時までの間 及び22時から24 時までの間</u>	<u>一人あたり 1時間 ごとに</u>	<u>7,975円</u>

附則

(略)

附 則(平成 28 年 7 月 25 日 MRI1607210288)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(接続料金の適用に関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、当社は、料金表第 1 表(接続料金)に規定する接続料金については、第 75 条(接続料金の遡及適用)の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附則

(略)